



# 国労西日本

国労西日本本部  
NO. 272

発行責任者 森田 文一  
編集責任者 片岡 有宏

変えよう  
安全を守る  
職場風土に



## シニア・契約社員の勤務等の取扱いの一部変更について提案受ける

## シニア社員に職務乗車証（自社線）交付に

## 契約社員に家族手当新設へ

西日本会社からシニア社員及び契約社員の勤務等の取扱いの一部変更については過日11月22日交渉を行ったが、11月28日、追加の提案があった。内容としては「シニア社員の異動の範囲が同一支社等の範囲になることは問題がある。職務乗車証（自社線）交付は一定の前進」として12月12日、交渉を行った（内容は別途）。



## シニア・契約社員の勤務等の取扱いの一部変更に関する要求について

### 【解明要求】

1. シニア社員の異動等の範囲について、業務上の必要がある場合は、同一支社等の範囲で異動を命ずるとした理由を明らかにすること。
2. 転勤等により自宅から通勤することが困難なシニア社員に社宅・寮への入居対象とする根拠を明らかにすること。

### 【シニア制度】

1. シニア社員の異動の範囲は現行通り（隣接管理駅相当）とすること。
2. 定年制の廃止もしくは65歳定年制とすること。当面、年金支給開始年齢までとすること。
3. 厚生年金受給までの調整給を新設し、支給すること。
4. 住宅補助金を社員と同様とすること。
5. 夜勤回数などの就業制限等の制度を設けること。

### 【契約社員制度】

1. 無期雇用転換者にも、退職手当制度を設けること。
2. 契約社員にも満了給付金を設けること。
3. 契約社員（客室乗務員）にも乗務員手当に準ずる手当を支給すること。（勤務の特殊性）
4. 契約社員にも寮・社宅への入居を認めること。
5. 職務乗車証を西日本全線とすること。
6. 時間給を1,500円以上とすること。

会社側は「シニア社員については今後、配属箇所が集中化することが考えられ、若手に技術・技能を継承するため、異動の範囲を現行は隣接駅の範囲であるものを同一支社等の範囲に改める。転勤に伴い引越が生ずる場合は有給休暇、別居手当、赴任旅費、着後手当、扶養親族移転費、家財運送料、社宅・寮は自宅から通勤することが困難な場合は入居対象。その他、職務乗車証（自社線）交付、短日数勤務支援金の対象とする。契約社員については家族手当、基本賃金職務加算として特定保健指導に関わる保健師に時間50円、短日数勤務支援金の支給対象とする。

会社は、業務上の必要がある場合は、同一支社等の範囲でシニア社員に異動を命ずる。また、業務上の必要がある場合は、出向を命ずる。

### 賃金

賃金は、シニア基本給、職務手当、通勤手当、エリア内出向手当、特殊勤務手当（復旧警備作業手当、深夜勤務等手当、夜間看護等手当、乗務員手当、団体添乗手当、災害等特別出勤手当及び瑞風乗務手当）、割増賃金、日直・宿直手当、別居手当、精励手当、特別精励手当及び満了給付金とする。

### 旅費

乗務員の旅費及び赴任旅費を新設する。

### 厚生等

（1）社宅・寮  
転勤等により自宅から通勤することが困難なシニア社員を社宅・寮への入居対象とする。

### （2）職務乗車証

シニア社員に職務乗車証（自社線）を交付する。

### （3）短日数勤務支援金

シニア社員を短日数勤務支援金の支給対象とする。なお具体的な取扱いについては、社員の取扱いを準用する、

## 追加提案要旨

### シニア社員の勤務等の取扱いの一部改正について

#### 異動等の範囲

異動等の範囲を次のとおり改める。

## 契約社員の勤務等の取扱いの一部改正について

### 賃金

#### (1) 賃金体系

賃金は、基本賃金、契約社員家族手当、通勤手当、特殊勤務手当（深夜勤務等

手当、夜間看護等手当及び災害等特別出勤手当）、割増賃金、日直・宿直手当及び精勤手当とする。

#### (2) 契約社員家族手当

①支払範囲  
扶養親族を有する者に支払う。（1箇月あたりの労働時間が80時間未満となる者は、

支払対象としない。）

扶養親族は、勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額106万円未満で、他に生計のみちがなく、主としてその社員が扶養している親族に限る。

#### ②支払額

契約社員家族手当月額2千

円（1万4千円

#### (3) 基本賃金職務加算

対象 保健師及び助産婦  
職務加算 1時間50円

#### 厚生等

短日数勤務支援金の支給対象。具体的な取扱いは、社員の取扱いを準用する。

## 第2回組織拡大交流会を開催

# 安心して働ける職場づくりが肝要

## 信頼関係の構築を

国労西日本本部は、12月1日に「第2回組織拡大交流会」を開催した。「職場での問題点、国労の魅力について、組織を拡大するために取り組んでいくこと」をJR採用者を中心に参加者40名で行い、労働条件改善、安全で働ける職場づくりを通して、組織拡大に向け奮闘していくことを誓い合った。



組織拡大座談会は、倉下組織部長の司会で始まり、西日本本部森田執行委員長の挨拶では、「要求実現に向けた職場から運動を強化することと、安全確保に向けた労働条件、健康で安心して働ける職場づくりが肝要。お互いに奮闘する決意を固め合

う集会としていこう。」と呼びかけた。宮崎本部組織部長が「本部における取組みの集中心」、武田東日本組織部長が「東日本会社における組織の現状」について話された。

交流会では、大北青年部長の進行で行われ、参加者の声として、①貨物の新賃金制度などを学習していく ②職場で信頼関係を築いていき、組織拡大に繋げていく ③他組合員と交流をし、意識改革を進めていく ④レクレーション活動を定例化し、他組合員に声をかけていく ⑤グッ



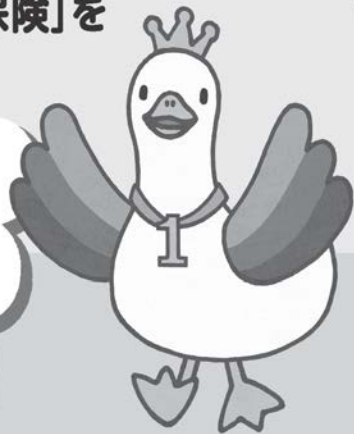
ズ等を用意して国労を知ってもらう ⑥職場での問題点を国労が改善していくこと 等の意見があり、最後に、倉下組織部長が「職場に不平・不満があり、私たちは、職場の労働条件をコツコツ変えていくのが、組織拡大につながっていく。」とまとめた。

懇親会は近畿地本組織部長の司会で、和気あいあいと交流を行った。

最後に組織拡大に向けお互いに奮闘していくことを確認し、大いに盛り上がった交流会となった。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1



アフラックはがん保険契約件数 No.1

NEW/ 女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days 1

NEW/ あなたの保障を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様へ

## 第39回拡大西日本本部委員会

日時 2019年2月2日(土) 10時30分～

場所 国労大阪会館・大会議室

- 議題
- 1). 協定・協約の締結承認について
  - 2). 当面する闘いの方針について
  - 3). その他

※なお、国労会館労働講座が9時00分より。構成員以外の方も最大限参加を。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

アベニール株式会社  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

Afiac

アフラック  
東京第二法人営業部  
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F  
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

AF広宣第-2017-5036 1月12日